㈡　認定熱回収施設設置者は、当該認定に係る熱回収施設において熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該熱回収施設を再開したとき、又は当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の変更をしたときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととした。（第五条の五及び第七条の四関係）

㈢　㈡により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は指定都市の長等が行うこととし、㈡の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとした。（第二七条第二項関係）

2　大臣認定制度の規定の整備関係

環境大臣の認定を受けた者が認定に係る事項を変更する場合及び休廃止等をする場合の認定及び届出に係る規定を整備した。（第五条の七～第五条の一二（これらの規定を第七条の五～第七条の一〇において準用する場合を含む。）関係）

3　輸入対象の拡大に伴う委託基準等の変更関係

㈠　輸入された廃棄物の処分又は再生を委託するときは、処分又は再生を委託するものとして許可を受けて輸入された廃棄物に限り、処分又は再生を委託することができることとした。（第六条の二及び第六条の六関係）

㈡　輸入された廃棄物の処分又は再生を委託するときは、委託契約書にその旨についての条項が含まれていなければならないこととした。（第六条の二及び第六条の六関係）

4　帳簿の備え付けを要する事業者の追加関係

帳簿の備え付けを要する事業者に、その事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者等を追加した。（第六条の四関係）

5　廃石綿等の埋立処分基準の強化関係

㈠　廃石綿等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包しなければならないこととした。（第六条の五第一項関係）

㈡　廃石綿等の埋立処分を行う場合には、埋め立てる廃石綿等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずることとした。（第六条の五第一項関係）

6　産業廃棄物処理業の許可の更新期間関係

産業廃棄物処理業の許可の更新期間は、許可の更新を受けた者であって、従前の許可の有効期間において事業の一部又は全部の停止の命令を受けていないことその他の許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合するものについては七年とし、それ以外の者については五年とした。（第六条の九及び第六条の一一～第六条の一三関係）

7　産業廃棄物収集運搬業許可の合理化関係

産業廃棄物収集運搬業の許可（都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて業として行おうとする産業廃棄物の収集運搬及び産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行おうとする産業廃棄物の収集運搬に係る許可を除く。）に関する事務並びに当該許可に係る変更の許可、届出の受理、命令、許可の取消し及び意見の聴取に関する事務は、都道府県知事から指定都市の長等に権限が委任されない事務とした。（第二七条第一項関係）

8　この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二三年四月一日）から施行することとした。

◇公文書等の管理に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二四九号）（内閣府本府）

公文書等の管理に関する法律（平成二一年法律第六六号）の施行期日を平成二三年四月一日とすることとした。

◇公文書等の管理に関する法律施行令（政令第二五〇号）（内閣府本府）

1　独立の行政機関とされる特別の機関を定めることとした。

2　行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、国立公文書館の設置する公文書館に類する機能を有する施設を定めることとした。

3　行政文書から除かれる歴史的な資料等の範囲を定めることとした。

4　法人文書から除かれる歴史的な資料等の範囲及び公文書等の管理に関する法律（平成二一年法律第六六号）の別表第二に定める法人において法人文書から除かれる文書の区分の方法を定めることとした。

5　行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間及び保存期間の延長について定めることとした。

6　保存期間が満了したときの行政文書ファイル等の移管の措置を定めることとした。

7　行政文書ファイル管理簿の記載事項、記載の対象から除かれる行政文書ファイル等の保存期間及び行政文書ファイル管理簿の閲覧場所の公表の方法を定めることとした。

8　行政文書管理規則の記載事項を定めることとした。

9　法人文書ファイル管理簿の記載事項、記載の対象から除かれる法人文書ファイル等の保存期間及び法人文書ファイル管理簿の閲覧場所の公表の方法を定めることとした。

10　保存期間が満了した法人文書ファイル等の移管先を定めることとした。

11　特定歴史公文書等の目録の作成及び公表について定めることとした。

12　個人に係る不開示情報が記録されている特定歴史公文書等について当該情報の本人が利用請求をする場合に本人であることを示す書類を定めることとした。

13　利用請求に係る特定歴史公文書等に第三者に関する情報が記録されているときの当該情報に係る第三者に対する意見照会の書面に記載すべき事項を定めることとした。

14　利用請求に係る特定歴史公文書等に利用の制限に関する意見が付されているときの当該意見に係る行政機関の長に対する意見照会の書面に記載すべき事項を定めることとした。

15　電磁的記録で保存されている特定歴史公文書等の利用の方法を定めることとした。

16　写しの交付により特定歴史公文書等を利用する場合の手数料の納付の方法を定めることとした。

17　この政令は公文書等の管理に関する法律の施行の日（平成二三年四月一日）から施行することとした。

◇公文書管理委員会令の一部を改正する政令（政令第二五一号）（内閣府本府）

1　公文書管理委員会（以下「委員会」という。）に、特定歴史公文書等不服審査分科会（以下「分科会」という。）を置くこととした。（第五条第一項関係）

2　分科会は、委員会の所掌事務のうち、公文書等の管理に関する法律（平成二一年法律第六六号）第二一条第二項の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理することをつかさどることとした。（第五条第二項関係）

3　分科会に属すべき委員等の指名、分科会長、分科会長の事務、職務代理について定めることとした。（第五条第三項～第六項関係）

4　委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができることとした。（第五条第七項関係）

5　委員会の定足数及び議決についての定めを分科会の議事について準用することとした。（第六条関係）

6　この政令は、平成二三年一月一日から施行することとした。

◇強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（条約第一四号）（外務省）

この条約は、拉致を含む強制失踪を犯罪として定め、その処罰の枠組みの確保及び予防に向け締約国がとるべき措置等について規定するものであり、その概要は次のとおりである。

1　いずれの者も、強制失踪の対象とされない。（第一条関係）

2　「強制失踪」とは、国の機関又は国の許可、支援若しくは黙認を得て行動する個人若しくは集団が、逮捕、拘禁、拉致その他のあらゆる形態の自由のはく奪を行う行為であって、その自由のはく奪を認めず、又はそれによる失踪者の消息若しくは所在を隠蔽することを伴い、かつ、当該失踪者を法律の保護の外に置くものをいう。（第二条関係）